

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

平尾誠二を輩出した京都市立伏見工業高校ラグビー部の112対0の大敗、サッカー日本代表のドーハの悲劇。チームの将来は、その時の敗北で変わりました。

人生の所々に分岐点があります。出会いと別れ、今の環境が変わる時、試練や困難に立ち向かう時、その出来事をどう考えるかの選択を迫られます。起こったことではなく、起こったことの意味をどう解釈するかが、その後の行動を変え、人生を分けます。

自分の過去をやり直すことは出来ませんが、その選択は正解だったと解釈することは出来ます。

私の書棚より

○本当の問題解決には、表面ではなく物事の根本を見て、対策を打たなくてはなりません。それが「改革」です。つまりグランドデザインができなければ、革新的なことはできません。もう一つは、物事を多面的に見ることです。

○お客様のニーズは、これまで以上に多岐にわたっていますが、それは「改善に終わりが無い」ということを意味しています。

「ニトリの働き方」
似鳥昭雄著 大和書房

税務アンテナ

□退職所得は、退職金から勤続年数に応じて、20年以下までは40万円×勤続年数(80万円未満の場合は80万円)、20年超は70万円×(勤続年数-20年)+800万円で計算した退職所得控除額を差し引いた金額を2分の1にします。

法人成りをした場合の勤続年数は、個人事業当時の在職期間も含めて計算することが退職給与規定で明らかにされており、それに従っていれば、法人の勤続年数に加算して計算することが認められています。

ただし、個人事業主や事業専従者であった者については、個人事業当時の在籍期間を勤続年数に含めることはできません。

□消費税の仕入税額控除には、個別対応方式と一括比例配分方式があります。

一括比例配分方式とは、仕入税額控除の算定にあたり、課税仕入に係る消費税額の全額に課税売上割合を乗じて計算する簡便法であり、一括比例配分方式を選択した事業者は、2年間以上継続して適用しなければなりません。

ただし、一括比例配分方式を選択した課税期間の翌期以後に課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以下となり、全額控除された場合や、免税事業者となり申告をしなかった場合には、一括比例配分方式を継続適用したものとみなされます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請 (休日のつき16日)
30日	○9月決算法人の確定申告 ○3年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、3年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『困難とはベストを尽くせるチャンスである』 by デュク・エリントン